

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 44 年に、A 区役所で一括して納付した記憶があり、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年に A 区役所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、申立期間は、同年 10 月までの納付であれば過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は申立期間後に未納は無く、申立期間は 9 か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

さらに、オンライン記録により、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、当初未納と記録されていたが、平成 21 年 6 月 10 日に納付済み記録訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 1 月から 57 年 6 月まで
⑤ 昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月まで
⑥ 昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月まで
⑦ 昭和 61 年 1 月から平成 8 年 9 月まで

昭和 36 年 4 月以前に国民年金の加入を申し込み、申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を、最初のころは集金人に、その後は郵送されてきた納付書を市役所に持参して納付したはずであるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④のうち昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間、申立期間⑤のうち 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び申立期間⑥のうち 60 年 1 月から同年 3 月までの期間については、A 市が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦は国民年金に加入後、同年 12 月まで基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがえ、当該期間については、申立人の夫は納付済みであることから、納付していたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①、②、③、申立期間④のうち昭和 56 年 4 月から同年 6 月までを除く期間、申立期間⑤のうち 57 年 10 月から同年 12 月までを除く

期間、申立期間⑥のうち 60 年 1 月から同年 3 月までを除く期間及び申立期間⑦については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、当該期間は未納となっている。

また、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 6 月 8 日に A 市において夫婦連番で払い出されていること、及び被保険者名簿によれば申立人夫婦は 39 年 2 月から保険料の納付を開始したことが記録されていることから、申立人が主張するように 36 年 4 月から集金人に保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間⑦については、申立人に納付状況を聴取したところ、昭和 61 年 1 月以降の期間は夫婦共に保険料を納付しなかったと申述している。

加えて、申立期間は多数かつ長期にわたっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月

昭和60年5月の国民年金保険料は、納付していないことが分かり、後で、町役場にて納付しているはずである。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録では、国民年金に未加入の期間とされているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和60年5月16日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年6月17日に資格を喪失したことが記載され、A県B郡C町の押印があることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の前後において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を5回適切に行っており、年金制度への関心及び国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえ、申立期間が1か月と短期間であることを考え併せると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私が会社勤めを辞めたとき、母がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、結婚後第3号被保険者となるまでは、同居していた母が、納付書で金融機関から滞ることなく国民年金保険料を納付していたのに未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社勤めを辞めた昭和50年4月から国民年金に加入し、結婚後も任意加入者として国民年金保険料を納付しており、申立期間の3か月を除く前後の保険料はすべて納付済みとなっていることから納付意欲の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が所持する申立期間当時の預金通帳等の記録から、申立人の母が申立期間の保険料を納付するに特段の困難性はうかがえず、申立人の生活状況に変化もないことから申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、父が市役所で行い、国民年金保険料は、父の会社でアルバイトした時は自分で納付したこともあり、アルバイトができない時は父に立替えてもらい、父が銀行で一括か数回か定かでないが納付書で納付していたのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 61 年 8 月以降であるが、その時点においては申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、払出日以降に当該年度分の保険料をさかのぼって納付していること、及び申立人の母の証言があることを考え併せると、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間は 18 か月と比較的短期間であり、申立期間以降の保険料は納付済みとなっているほか、昭和 63 年 4 月以降現時点に至るまでは厚生年金保険の加入者となっている。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金加入期間の 200 か月における保険料をすべて納付しており、申立人の母も国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、63 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの約 320 か月について保険料をすべて納付しているなど年金に対する意識及び納付意欲の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2154 (事案 861 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

納付時期、納付金額等は覚えていないが、国民年金の加入手続をした際に、受給資格を得られるように、まとまった額の国民年金保険料を納付したはずだったが、60 歳になった時受給資格が無いと言われた。

仕方なく高齢者任意加入して受給資格を得たが、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 37 年 11 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 11 月にその夫と連番で払い出され、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、保険料の納付を裏付ける関連資料もないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 12 月 10 日付けで通知が行われている。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付し、60 歳までに受給資格を得られるようにしたとの強い記憶があるとし再申立てを行ったと主張しているところ、昭和 10 年*月*日生まれの申立人は、46 年 4 月から 60 歳となる誕生日の前月である平成 7 年*月まで、保険料の納付を続けても、納付済期間は*か月であり、国民年金の受給資格を得られず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 11 月は、第 1 回の特例納付期間内であることを考えると、申立人は、加入手続をする際、市の担当者から特例納付制度について説明を受け、受給資格を満たすために必要な期間について、特例納付を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金保険加入年月日は、加入手続をした時点において、昭和 36 年 4 月 1 日と記録されるべきであったが、44 年 4 月 1 日と記録されており（平成 5 年 4 月 15 日に、昭和 36 年 4 月 1 日へ変更済）、その理由としては、申立人の国民年金保険料収納記録の強制加入期間における納付済期間*か月に、44 年 4 月から 46 年 3 月までの 24 か月を加えると、*か月（300 か月以上）となることから、申立人が過年度及び特例納付の意思を示した期間についてのみ、市の国民年金担当者が加入年月日を遡及^{そきゆう}させた可能性が高いと推認される。

さらに、申立人と連番で、国民年金手帳記号番号が払い出されているその夫の国民年金保険加入年月日が、申立人より 2 年早い昭和 42 年*月*日と記録されていることも、国民年金の受給資格を得る上で、申立人（10 年生）とその夫（8 年生）との生年の差を考慮した以外の理由を見出すことができず、上記推認の妥当性を補完するものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年11月まで

申立期間については、20歳になったときに親や町内会の人から勧められてA県B郡C町で国民年金に加入し、町内会の集金制度を通じて国民年金保険料を納付していた。集金は輪番制で、我が家が当番のときは私も集金を行い、町役場に納めに行っていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに国民年金に加入し、月ごとの輪番制による町内会の集金制度を利用して国民年金保険料を納付しており、当番月には申立人自身も集金を行っていたと具体的に主張しているところ、申立人の母及び当時の隣人の証言から、申立人が保険料を納付していたと認められる。

また、申立人の母は昭和36年4月から申立期間を含め60歳になるまで保険料を完納し、かつ、46年4月からは付加保険料も併せて納付している上、申立人より5歳年下の弟については、20歳になった48年*月から保険料が納付されていることを踏まえると、申立人家族は国民年金制度を理解し、納付意識も高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月、平成4年1月から同年3月までの期間及び平成4年5月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月
② 昭和47年6月
③ 昭和48年7月から51年3月まで
④ 平成4年1月から同年3月まで
⑤ 平成4年5月から5年2月まで

私が昭和48年に結婚するまでは、母が国民年金保険料を納付してくれ、結婚後は妻が納付していたのに、申立期間①から⑤について未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその母も納付済みであり、1か月と短期間である申立人の申立期間①についても、その母が納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間④及び⑤については、平成元年2月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、直ちに国民年金に加入し、3年12月まで保険料を納付しており、いずれも申立期間の前後は納付済みであり、申立期間④は3か月、申立期間⑤は10か月とそれぞれ短期間であることを踏まえると、納付していたと考えるのが自然である。

3 一方、申立期間②については、特殊台帳の記録から昭和45年3月から同年9月までの期間の保険料を45年7月に還付していることが確認できる上、

同年10月から51年3月までは未納となっていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間②は、その前後の厚生年金保険加入期間が特定されたことにより、平成20年9月に国民年金期間として記録追加された期間である。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立期間②と③との間の厚生年金加入期間が平成20年9月に記録追加された期間であることから、申立期間当時、申立期間②及び③は、昭和45年3月から継続して厚生年金加入期間として取り扱われ、厚生年金保険への加入期間が特定されたことによって国民年金の未納期間が発生したと推認でき、申立期間当時に保険料を納めていたとの申立内容には不自然さが認められる。

また、元妻の納付記録と、申立人の納付記録とがほぼ一致しており、昭和51年4月から夫婦そろって国民年金の納付を再開したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月、平成4年1月から同年3月までの期間及び平成4年5月から5年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、55年4月から56年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和55年4月から56年9月まで

私の国民年金は、昭和46年12月の結婚の後は夫が管理し、国民年金保険料の納付、免除の申請を夫婦同時に行っていた。夫は47年4月から同年9月までの期間は納付、55年4月から56年9月までの期間は申請免除とされているのに、私の記録が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の夫は、結婚直後の昭和46年12月ごろ国民年金に加入しているが、加入後の47年4月から申請免除(50年1月6日に47年4月から49年3月までを追納)していることを踏まえると、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付できる生活状況になかったことから、将来を考え、3歳年上の申立人については保険料を納付しようと考えたと推認できる上、昭和48年度については、夫のみが申請免除を継続し、申立人は48年7月から現年度納付(同年4月から同年6月は50年1月6日に過年度納付)していることから申立人の納付意識は高く、申立期間①は6か月と短期間であることを考え併せると、申立人はやりくりをして申立期間①について保険料を納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間②については、申立期間の前後(昭和54年10月から55年3月及び56年10月から58年3月)は申請免除となっているところ、その夫は

54年10月から申立期間を含め58年3月までが継続して申請免除になっている上、その直後の同年4月から61年3月まで夫婦ともに継続して申請免除（58年4月から60年3月までを平成5年4月22日に追納申請して夫婦共に追納）していることを考え併せると、申立人についても申立期間②について免除申請しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、55年4月から56年9月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和56年4月から57年3月までの申立期間が国民年金に未加入となっているが、老後の生活の保障は国民年金だけなので、38年間分の国民年金保険料はすべて納付している。申立期間当時は、夫の給料のほかに、私のパート収入があり、納付期限に遅れても2年以内に保険料を納めており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月から 60 歳になる前月の平成 16 年*月まで、申立期間及び申立人自身が経済的理由から納付しなかったことを認めている昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの 24 か月を除き、国民年金保険料を納付し続けていることから納付意識の高さが認められる。

また、申立人の夫は申立期間の前後を含めて継続して同一企業に勤務し、特段の生活状況の変化は認められないことから、申立期間に任意加入の被保険者資格を喪失させる理由は無く、申立期間は 12 か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 1623

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月26日から52年6月1日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると被保険者資格喪失日が昭和51年11月26日となっている。51年11月分から52年5月分までの厚生年金保険料を給与から控除されているので、被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間を含めて、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業所別被保険者名簿において、A社は、昭和52年4月30日（以下「全喪日」という。）に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人については、同年5月6日付けで、51年11月26日にさかのぼって被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該事業所においては、全喪日後の昭和52年5月6日付けで、申立人のほかに12人が51年11月26日にさかのぼって被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、昭和52年6月1日であると認められる。

また、昭和 51 年 11 月から 52 年 5 月までの標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿の記録から 17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月12日から同年4月12日まで

私は、昭和41年4月からA社に継続して勤務したが、その後45年4月1日にC社へ入社することが決まり、同年3月31日にA社を退社する予定であった。しかし、当該事業所から退社時期を延ばすように慰留されたため、同年4月11日に退社し、同年4月13日にC社に入社した。同年3月12日から同年4月12日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得がいかないため、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

昭和45年4月1日にC社へ入社することが決まり、同年3月31日にA社を退社する予定であったが、当該事業所から退社時期を延ばすように慰留されたため、同年4月11日に退社し、同年4月13日にC社に入社したとの申立人の事実経過の説明は具体的であり、かつ、A社において同年4月11日に雇用保険の資格喪失の届出、並びにC社において同年4月13日に雇用保険及び健康保険厚生年金保険の資格取得の届出がなされていることとも符合し、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者及び雇用保険被保険者の資格取得日は昭和41年4月1日であり、申立人は両保険の資格取得日から約4年間継続して両保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 2 月のオンライン記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）における申立期間に係る資格喪失日を昭和41年6月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月3日まで

私は、A社へ昭和41年4月1日に入社して以来、平成10年3月31日に退社するまで継続して勤務した。昭和41年4月1日から同年5月31日の間は本社で研修を受け、同年6月3日に同社C営業本部へ転勤したので、そのことで事務的手違いがあったものと思う。私の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した回答書、人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年6月3日に同社本社から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を昭和41年6月3日として届け出るべきところを誤って同年5月1日と届け出たと認めていることから、事業主が、同年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和38年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年7月から同年9月までは9,000円、同年10月から38年6月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月1日から38年7月1日まで

私は、昭和31年7月にC県D郡E村（現在は、F市）に開設されたA事業所に就職し、平成6年1月まで継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所に申立期間において勤務していたことが確認できる上、B事業所は、申立人が昭和36年10月1日からG共済に加入し、職員名簿に途中退職の記録がないことから申立期間も継続して加入していたことを認めている。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同じく昭和37年7月1日に被保険者資格を喪失している者が、申立人を含めて5名いるが、いずれも資格喪失後（同年8月1日付けで1名、同年9月16日付けで1名、同年10月1日付けで申立人を含む3名）に標準報酬月額の改定が行われている記載があり、このうちの2名については、オンライン記録において資格喪失日が38年7月1日となっており、申立期間当時の記録管理に不自然さが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和38年7月1日に厚生

年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和37年7月から同年9月までは9,000円、同年10月から38年6月までは1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月1日から53年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年1月1日に、資格喪失日に係る記録を53年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、49年1月から51年9月までは4万8,000円、同年10月から52年9月までは4万5,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から53年6月1日まで

私は、昭和42年ごろにB事業所に就職し、48年にA社に組織変更され、厚生年金保険料が控除されるようになった。当時の源泉徴収票があるので、その期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する昭和49年分から52年分までの源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間のうち、昭和49年1月1日から53年1月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年1月1日から53年1月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する49年分から52年分までの源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に記載されている金額から、49年1月から51年9月までは4万8,000円、同年10月から52年9月までは4万5,000円、同年10月から同年12月までは4万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間を含めて厚生年金保

険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人は、当時の同僚として6名（うち1名は氏名不明）を挙げており、A社の元事業主もその6名のうち5名は、同社に勤務していたことを認めている上、元事業主は、計理士から厚生年金保険に加入しておいた方が良いと言われ、加入していたと思うと回答していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和48年1月から49年1月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、申立期間のうち、53年1月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が保管していた53年分の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に金額の記載が無いことから、これらの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から同年11月11日まで
私は、昭和31年12月18日から36年11月10日までA社に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人は、同社に申立期間を含めて継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が昭和36年9月1日と届け出られたことが確認でき、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から同年10月まで

私の年金記録のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については未納、同年4月から同年10月までの期間については未加入と記録されているが、当時はA事業所に勤務し、事業主が従業員の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をまとめて行っていたのだから、納付済みとなっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、当時勤めていたA事業所の事業主が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該事業主は所在が不明であり、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号と事業主の手帳記号番号には大きな開きがあり、同時期に加入したとは考え難い上、昭和38年11月1日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した10名のうち、申立期間当時20歳以上だった5名の国民年金の加入状況を調査したところ、納付済み1名、未納1名、未加入1名、基礎年金番号に未統合で確認できない者2名となっており、事業主が従業員の国民年金の加入手続及び保険料納付をまとめて行っていた状況はうかがえない。

さらに、申立期間②については、未加入期間であるため保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、48年10月から同年12月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、同年7月から57年6月までの期間、58年1月から同年12月までの期間、59年4月から同年12月までの期間、60年4月から同年9月までの期間及び61年1月から平成5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで
⑤ 昭和56年7月から57年6月まで
⑥ 昭和58年1月から同年12月まで
⑦ 昭和59年4月から同年12月まで
⑧ 昭和60年4月から同年9月まで
⑨ 昭和61年1月から平成5年2月まで

昭和36年4月以前に国民年金の加入を申し込み、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を、最初のころは集金人に、その後は郵送されてきた納付書を市役所に持参して納付したはずであるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9回合計173か月と長期にわたっており、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

また、申立期間①については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和38年6月8日にA市において夫婦連番で払い出されていること、及び国民年金被保険者名簿によれば申立人夫婦は39年2月から保険料の納付を開始したことが記録されていることから、申立人が主張するように36年4月から集金

人に保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間⑨については、申立人の妻に納付状況を聴取したところ、昭和 61 年 1 月以降の期間は夫婦共に保険料を納付しなかったと申述している。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年12月までの期間及び60年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和60年1月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、A市役所にて妻が夫婦二人分の加入手続を行い、加入当初からB銀行C支店の私の口座から振替納付していたはずであり、申立期間のうち昭和60年1月の1か月については重複納付した保険料が充当され、ほかの期間については未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和60年7月ごろであり、同時点で、申立期間のうち58年3月の国民年金保険料は時効により納付することができず、58年4月から60年3月までの保険料は過年度納付となるため、制度上、口座振替で納付することはできない。

また、申立人と一緒に口座振替で納付していたと主張する申立人の妻も、申立期間のうち昭和60年1月は過誤納保険料が充当され、ほかの期間は未納となっている。この記録に特段不自然な点は見当たらず、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年12月までの期間及び60年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和60年1月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、A市役所にて私が夫婦二人分の加入手続を行い、加入当初からB銀行C支店の夫の口座から振替納付していたはずであり、申立期間のうち昭和60年1月の1か月については重複納付した保険料が充当され、ほかの期間については未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和60年7月ごろであり、同時点で、申立期間のうち58年3月の国民年金保険料は時効により納付することができず、58年4月から60年3月までの保険料は過年度納付となるため、制度上、口座振替で納付することはできない。

また、申立人と一緒に口座振替で納付していたと主張する申立人の夫も、申立期間のうち昭和60年1月は過誤納保険料が充当され、ほかの期間は未納となっている。この記録に特段不自然な点は見当たらず、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年2月まで

私は、昭和45年10月に結婚して夫の両親と同居し、義母から国民年金への加入を勧められたので、48年ごろにA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は義母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が納付済みとなっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和52年3月30日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致し、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の旧姓を含む氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、保険料を納付していたとする義母は既に他界しており、申立期間当時の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から48年10月まで

私は、昭和46年5月から48年10月までA県でB（職種）をしており、B（職種）だったためC共済に加入していなかったため、父が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してきてくれたはずなのに、国民年金の未加入期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和46年5月ごろ国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者資格は44年4月3日に喪失していることから、国民年金の再加入手続が必要となるが、当該資格喪失日以降、国民年金の再加入手続をした形跡はうかがえない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、現在確認できる国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号の払出しが必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和44年4月から49年3月までのA県全域の手帳記号番号の払出しを調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと主張する申立人の父は既に亡くなっており、当時の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 5 月に A 事業所に住み込みで勤め 20 歳になった同年*月に事業主の父から「区役所から年金加入の手紙が来ているから、手続きをしておくよ。」と言われた。住み込みであったので、衣食住の負担はなく、国民年金保険料を事業所が負担してくれた。給与明細書等はないが、申立期間について事業所が保険料を負担してくれたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月に申立人の勤務先の事業主の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立期間において申立人が居住していた B 区で払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより払出状況を調査した結果、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は一切うかがえず、申立期間は未加入期間であり保険料は納付することができない期間である。

また、申立人の保険料を負担したとされる勤務先は廃業し、関係書類は廃棄されており、その事業主の父は他界しているため証言を得られない上、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していた同僚への状況の聴取においても申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について有力な証言を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年9月まで

私は19歳から4年間、A区の事業所で働いていたが、20歳から国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和52年10月以降に払い出されたことが確認でき、払出しの時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A区における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び納付に関する具体的な記憶が無いと申述している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から41年1月まで

私は、申立期間直前の国民年金保険料5か月分をまとめて納付し、その後は、毎月か3か月ごとか記憶が定かではないが、自分でA区の出張所の窓口で納付しに行った。申立期間において印紙検認記録欄に検認印は無いが、割印の上印紙検認台紙が切り取られている。納付したのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳から、申立期間の昭和39年度及び40年度の印紙検認台紙が割印の上切り取られていることが確認できるが、申立人は、国民年金手帳の印紙検認台紙に貼付された印紙を見たことが無く、印紙を購入して国民年金保険料を納付したことも無いと申述しているほか、国民年金手帳の申立期間の印紙検認記録欄には検認印が全く押印されていない上、切り取られた印紙検認台紙には本来の検認印が納付済みの5か月を除き全く押印されておらず、区役所出張所の窓口で保険料を納付したとの申立内容には不自然さがある。

また、申立人は、保険料を納付していたこと理由として、国民年金手帳の印紙検認記録欄が契印を押した上、切り離されていることを挙げているが、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険期間を除き未加入期間の後、昭和49年6月にB市において別の手帳記号番号を受けており、このB市で交付を受けた際には、旧年金手帳を提示せずに任意加入したものとみられることから、年金番号が統合される平成9年まで社会保険事務所（当時）への旧年金手帳の提示はなかったものと推認され、旧年金手帳の検認台紙の切り取りについては、年金番号の統合の際に割印の上切り取られたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から56年3月まで
昭和56年3月ごろであったと思うが、A町役場から未納分の国民年金保険料をまとめて納付すれば年金をもらえるとのことであったので、私は、同年3月までの保険料10数万円をまとめてA町役場で納付した。私の年金記録が未納とされていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月ごろ、未納であった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、同時期は第3回特例納付実施期間後であり、申立期間の保険料をまとめて納付することは制度上できない。

また、申立人が一括納付したと主張する申立期間についての金額は、第3回特例納付により納付した場合に必要な金額とは大きく異なる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和46年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から同年12月まで
② 昭和46年1月から48年5月まで

私は、昭和45年8月から会社に勤めていて厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も44年5月から継続して48年5月まで納付した。

A社会保険事務所(当時)から、昭和45年8月から同年12月までの国民年金保険料は還付済み、46年1月から48年5月までの保険料は納付事実が確認できないとの回答を得たが、前者については還付金を受け取った記憶がなく、後者については保険料を納付しているので、A社会保険事務所からの回答は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、還付整理簿により、昭和45年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより国民年金保険料2,250円を46年5月21日還付決議し、同年6月16日に還付されたことが確認できる上、特殊台帳に45年8月から同年12月までの保険料(2,250円)を還付と記載されていることと符合し、還付の事務処理に不自然さは認められない。

また、申立人から聴取しても還付された記憶が無いというほかに保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、昭和45年8月1日被保険者資格喪失のオンライン記録があるところ、申立人の還付整理簿により、厚生年金保険に加入したことから同年8月から同年12月までの保険料の還付請求を申

立期間②中の46年3月15日にA社会保険事務所で受け付け、同年5月21日に還付決議していることが確認できることから、申立期間②の保険料を納付したとする申立内容には不自然が認められる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年3月まで
私が20歳になったところに、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていたはずであり、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和37年*月*日に国民年金被保険者資格を強制で取得していることから母が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の手帳記号番号は、申立人の兄と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金の加入手続は39年9月ごろに行われたものと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳の記載により、20歳になった37年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立人の兄の分の保険料も一緒に母が納付していたと主張しているが、その兄も昭和36年4月から申立期間を含めて未納であり、納付は申立人と同じく、39年4月からとなっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和36年4月に結婚したのと同じころに（入籍は同年11月）A市に転居し、私たち夫婦の国民年金保険料は同居していた義母が納付してくれていた。夫が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に結婚してB郡C町（現在は、D市）からA市に転居し、義母が夫婦の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人は結婚前に実家のあるC町で国民年金制度発足前の35年12月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けている。

しかし、C町で払い出された手帳記号番号の特殊台帳の住所変更欄には、A市への住所変更の記録がなく、C町から昭和39年4月1日にE市に住所変更し、住所変更に伴うC町を管轄するF社会保険事務所（当時）からG社会保険事務所（当時）への台帳の移管年月日は53年9月22日と記載されている上、申立人は46年9月ごろにE市において別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けて任意加入していることを踏まえると、申立期間において所在したA市では国民年金への加入手続を行っていないと推認される。

また、申立人の夫は、結婚前に義母と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていて、申立人の夫及び義母は昭和36年4月から保険料を納付していることから、申立人は、申立期間について、義母が申立人及びその夫の二人分の保険料を納めてくれたと誤解している可能性が高い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から54年1月まで
私の昭和53年11月から54年1月までの国民年金保険料は、私の夫が53年11月か同年12月ごろ納付したので未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和52年7月1日に厚生年金保険への加入により国民年金の被保険者資格を喪失後、54年2月19日に任意で被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の記載とも一致し、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和54年2月19日に任意で再加入しているところ、同名簿の昭和53年度欄に「2月21日発行」の記載と53年4月から54年1月までの欄に納付を必要としないことを示す罫線が引かれている上、54年2月及び同年3月の保険料を同年3月15日に納付している記録がある。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年3月まで

私は、20歳になったとき父に国民年金への加入を勧められたが、まだ専門学校に通っており年金に関する知識もあまり無かったこともあり、自分は入らないと答えたら、「社会人になるまでは保護者の義務だから払ってやろう。」と父が国民年金の加入手続きを行い、年金手帳も見せてくれた。

最近、ねんきん特別便が届き、申立期間が未加入とされていることを知ったが、きちんとしていた父が納付しなかったはずはなく、納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年*月にその父が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、56年7月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、申立人が所持する年金手帳に初めて国民年金の被保険者となった日は57年2月1日であると記載され、ゴム印で「国民年金手帳交付57年2月8日」の記録があることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、加入状況及び納付実態は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 7 月に A 県から B 県 C 市に転居した際、集金人をしていただいた義理の母の勧めで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を定期的に渡していたのに、その記録がないのは納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月に C 市において夫婦連番で払い出されており、申立人の夫が申立期間のうち、36 年 7 月から 41 年 2 月まで厚生年金保険に加入している上、41 年 3 月が未加入となっているのは、国民年金への加入時に 3 月末まで勤めていたと申告したためと考え、申立期間が任意未加入期間になっていることに不自然さは無い。

また、申立期間について、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月及び同年8月

昭和60年6月末に職場を退職し、同年9月18日に、夫がA市役所で私の国民年金の任意加入の手続をした。同日、同年7月及び8月分の国民年金保険料を同市役所国民年金の窓口において現金で納付したのに、未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月10日にA市に払い出された番号の一つであり、申立人が所持する年金手帳には、「昭和60年9月18日任意加入(A市)」及び「同日国民年金手帳交付」との記載があることから、同年9月18日に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、申立期間は任意未加入期間であることから、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から40年3月1日まで
② 昭和40年3月1日から41年8月26日まで
③ 昭和41年12月26日から44年9月22日まで

私は、A社、B社及びC社の3社において加入していた厚生年金保険について、脱退手当金が支給されているので年金額の計算には算入されないと、社会保険事務所（当時）から説明された。しかし、私はそのような一時金を請求した覚えも受取った覚えも全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給日以前のすべての厚生年金保険加入期間を基礎として支給されている上、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から4年3月31日まで
私の厚生年金保険の記録が平成3年6月30日までで終わっているが、このような手続をしたことも無く、厚生年金保険料も払い続けていた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年6月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、その約6か月後の同年12月26日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録が同年6月30日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、当該遡及訂正処理が行われた当時、会社の代表者印について、「自分の机の中に保管していた。」と説明しており、社会保険事務所（当時）は、「資格喪失の処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が資格喪失処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月に A 公共職業安定所の紹介で B 社（同年 7 月に C 社に名称変更）に入社し、正社員として 2 年間勤務した。健康保険証を使用したこともあり、厚生年金保険に加入して、厚生年金保険料を納付していたはずである。社会保険事務所（当時）から申立期間について厚生年金保険の加入記録に私の氏名が無いとの回答をもらったが、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「廃業したため申立期間当時の勤務実態を確認できる資料は無く、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除し納付していたか、及び申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行ったか不明である。」と供述している。

また、上記同僚のうち一人は、当該事業所に見習期間があったと証言しており、別の一人は、入社から半年経過してから厚生年金保険に加入したと証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、勤務期間中に健康保険証を使用して治療を受けたと主

張しているが、治療を受けたとする病院では、当時の治療記録は保存期限を過ぎているので保存していないと回答しており、健康保険証の種類を確認することができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日まで
私は昭和 37 年 4 月 1 日に A 県 B 市にある C 社に勤務し、厚生年金保険に加入して厚生年金保険料を控除されていたが、給与明細書から算定される標準報酬月額と、実際に社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額には大きな差があることが判明したので、正規の標準報酬月額に記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が主張するとおり、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書に記載された給与支給額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高いものの、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、C社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき、申立人が負担しなければならない保険料額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月から34年11月まで

私は、昭和26年12月から34年11月まで、A区B（現在は、A区C）に所在するD事業所に勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間が厚生年金保険に加入していないこととなっているのは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年12月から34年11月までA区BのD事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているところ、E商業組合が保管している会員名簿に、A区BにE事業所の記録があることから、申立人が勤務していた事業所は、同事業所であったものと推認できるが、同事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、E事業所の事業主は、既に他界しており、当時の申立人の勤務実態について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から同年9月まで

私は、A社に勤務し、申立期間当時はB（職種）をしていた。厚生年金保険の記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にBをしていたと具体的に主張しているところ、同時期にA社においてBをしていたとする同僚は、厚生年金保険に加入しており、「当時、Bが多かった。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤めていたことは推認できる。

しかし、上記同僚は、「正社員もいたが半年雇用の臨時工を多く雇っていた。」と供述している上、A社の事業主は、現在保存している申立期間当時の加入員台帳・名簿に申立人の氏名は無く、雇用実態は不明であると回答している。

また、A社は、申立期間当時はC健康保険組合に加入していたが、当時の資料は残っていないと回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

加えて、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで
私は、A社に昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 20 日まで勤務し、結婚するため退社したが、脱退手当金を受け取った記憶が無いのに、ねんきん特別便でこの期間脱退手当金が支給されたことになっているが納得できない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄及び申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示が記され、「再交付 46. 2. 1」の押印があり、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間に係るA社における資格喪失後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金手帳記号番号は、当該事業所で資格を喪失した約3年後の昭和 48 年 1 月 29 日に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続も当該払出し直前に行われたと考えられ、それまでは年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から47年5月1日まで

私は、昭和36年から55年1月までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が47年5月1日となっている。36年から47年4月までの厚生年金保険の加入期間が抜けていることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた複数の元同僚は、「申立人が職人として勤務をしていたことは覚えているが、いつからいつまで勤務をしていたかまでは覚えていない。」と供述しており、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務をしていたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「職人の場合は正式な社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかった状況がうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の加入記録及びB厚生年金基金から移管を受けた企業年金連合会が保管する中途脱退者記録によると、申立人の雇用保険及び同厚生年金基金の加入期間は、昭和47年5月1日から55年1月20日までとなっていることが確認できる。

このほか、当該事業所は、申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から43年4月1日まで
私は、平成20年の夏に社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを聞いた。自分は脱退手当金を受領した覚えは無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に、脱退手当金の未請求期間があるが、当該未請求期間の厚生年金保険記号番号は申立期間とは別の番号で管理されているとともに、当該未請求期間は6か月間と短く、脱退手当金を支給する約6年前のことであったこと等を考慮すれば、未請求期間であったとしても、不自然とはいえない。

また、申立人の申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるとともに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 9 月から 19 年 8 月まで
② 昭和 22 年 4 月から 23 年 4 月まで

私は、昭和 18 年 9 月から 19 年 8 月まで、A 区 B に在った C 社で、また、22 年 4 月から 23 年 4 月まで、D 県 E 市 F に在った G 社の系列会社である H 事業所に勤務し、それぞれ厚生年金保険に加入していたはずであるが、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②における C 社及び H 事業所に係る所在地、元同僚及び担当職務等に関する申立人の供述は具体的であり、両事業所における申立人の勤務実態は推認できるが、当該両事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間①について、申立人は、C 社における担当職務について、「現場作業に従事したことはなく、デスクワークのみに従事していた。」と供述しているところ、男性一般職員に係る厚生年金保険料の徴収が開始されたのは、昭和 19 年 10 月以降である。

また、申立人が覚えている元同僚については、所在不明であるため当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、H 事業所が G 社の系列会社だったと主張していることから、昭和 23 年 7 月 1 日に G 社において厚生年金保険資格を取得している 2 名に確認したところ、「H 事業所は、G 社の一部署であり、申立人が I (職種) として同事業所に勤務していた。」、「当時、G 社では、採用後、数か月から 10 か月の試用期間があった。」旨供述している上、G 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の

氏名の記載は無く、申立人及び上記のうち1名と一緒にH事業所に勤務していたと供述している申立人の妻及び元同僚4名の氏名についても上記被保険者名簿に記載が無い。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 16 日から 60 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 7 月に A 事業所 B 工場から、C 社に出向してからも厚生年金保険に加入していたが、C 社での厚生年金保険の資格喪失が 54 年 5 月 16 日となっている。その後も 60 年 11 月まで C 社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社に昭和 60 年 11 月まで勤務していたと主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、申立人が C 社に提出した昭和 54 年 5 月 15 日付けの退職願を保管しており、申立期間当時、経理を担当していた元同僚は、定年退職した者については、雇用形態を変え下請けの形とし、社会保険関係、税金等は個人対応とし、会社では当該事務処理を行っていなかったと証言している。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所において、昭和 54 年 3 月 21 日に資格取得し、同年 5 月 15 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と符合する上、申立人は、D 市において、同年 5 月 17 日に国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に A 事業所 B 工場から C 社に移籍した 3 名のうちの 2 名は、オンライン記録によれば、C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人と同日であることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、60 年 1 月まで勤務した。厚生年金保険にも加入していたはずであるのに、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する入社名簿及び退社名簿により、申立人が昭和 56 年 9 月 10 日から 57 年 6 月まで勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人は、時給にて労務提供を行うパート又はアルバイトであり、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答している上、申立人と同時期にパート又はアルバイトとして入社した元同僚 3 名のうち 2 名については当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、1 名については正社員に登用された昭和 57 年 5 月から厚生年金保険に加入していることから、当該事業所においては、申立期間当時、パート又はアルバイトについては厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 5 月 1 日にA社に準社員として入社し、61 年 7 月から正社員として勤務したが、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書により、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 61 年 7 月 1 日にA社で資格取得していること、及び同社が保管する厚生年金基金加入員資格取得届により、申立人は、同日に厚生年金基金に新規加入していることが確認でき、厚生年金保険の資格取得年月日と符合する。

また、当該事業所は、「申立人は、申立期間において臨時雇用であったため、厚生年金保険の届出を行っておらず、昭和 61 年 7 月から準社員の扱いで厚生年金保険の届出を行った。」と回答している。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ臨時雇用であった元同僚は、昭和61年7月に準社員になるときに厚生年金保険に加入する旨を会社から言われたと供述しており、同年7月以前は国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務し、同僚と給与明細書を見せ合って、厚生年金保険料がわずかに違ったことを鮮明に覚えているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言及びB（機関名）が発行するC（資料名）により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、本人が記憶する入社時期から約1年から3年後に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、当該事業所は、従業員の採用後にすぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所の事業主は、当時の事業主が既に他界している上、当時の関係資料も無く、申立期間当時の勤務実態は不明である旨回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。